

令和 6 年度包括外部監査結果報告への対応【総括】・【抜粋】

テーマ：基金等の管理と運用について

令和 7 年 6 月 11 日
企 業 局

令和6年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

企業局

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		0	4	4	0			
	第5章 監査の結果							
	Ⅰ. 基金について							
	3. 個別の基金の管理及び運用に関する報告事項							
	(38) 茨城県工業用水道事業積立基金							
	②監査の結果							
	(i) 基金の資金運用の効率性について							
1	【意見】 事業に充当されない資金残高が一定額存在している状況下において、資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しているが、複数年度の運用を運用方法の一つとして検討すべきであると考ええる。		○	○		令和7年度においては、複数年度の定期預金での預入も含めて検討した結果、最も金利が高い1年間の主軸としつつ、金利上昇が見込まれることから、一部については半年間の預入を選択した。 今後も金利動向を注視しながら、資金計画を踏まえた的確な資金運用を行っていく。	企業局総務課 企業局業務課	203
	(ii) 基金の資金計画について							
2	【意見】 基金の資金運用について、安全性を確保した上で有利な運用を検討するためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。現在、当該基金の資金計画はないが、複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべきであると考ええる。		○	○		今後の事業実施見込等を踏まえ、毎年度、複数年度の運用を想定した資金計画を策定することとした。	企業局総務課 企業局業務課	203
	Ⅱ. 歳計現金等について							
	2. 歳計現金等の運用に関する報告事項							
	(2) 水道事業及び工業用水道事業における資金運用の効率性について							
3	【意見】 複数年にまたがって事業に充当されない固定的な資金残高が存在しているが、資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。地方公営企業法施行令第22条の6にある有利な資金運用として、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであると考ええる。		○	○		令和7年度においては、複数年度の定期預金での預入も含めて検討した結果、最も金利が高い1年間の主軸としつつ、金利上昇が見込まれることから、一部については半年間の預入を選択した。 今後も金利動向を注視しながら、資金計画を踏まえた的確な資金運用を行っていく。	企業局総務課	211
	(3) 水道事業及び工業用水道事業における資金計画を活用した資金運用について							
4	【意見】 安全性を確保した上で有利な運用を検討する前提として、複数年度の資金計画の策定が必要であると考ええる。		○	○		保有資金のうち大規模災害等に備え流動性を確保しておくべき部分と複数年度にわたり運用可能な部分を考慮し、毎年度、複数年度の運用を想定した資金計画を策定することとした。	企業局総務課	213
		0	4	4	0			

【様式2】

令和6年度包括外部監査結果報告（意見）への対応

		監査のテーマ 基金等の管理と運用について		担当部・課 企業局総務課 業務課
1 意見の概要 〔外部監査人作成の監査結果〕 〔報告書の概要〕	2 短期・ 中長期の 区分	3 意見についての整理検討内容 〔○意見に係る事実関係等〕 〔○問題点の整理等〕	4 意見への対応	
1 茨城県工業用水道事業積立基金の 資金運用の効率性について 事業に充当されない資金残高が一定額存在する状況下において、資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択したが、安全性を第一義的に優先しつつも有利に運用するため、複数年度の運用をより積極的に運用方法の一つとして検討すべきである。	短期	○意見に係る事実関係等 資金運用においては安全性を最優先としながら、水道事業というライフラインを担う事業の特性上、流動性の確保を重視した運用を行っており、複数年度にわたる運用の可能性を検討しつつも、最終的には単年度での運用に留まっていた。 ○問題点の整理等 昨今の金利上昇傾向を踏まえると一定の運用益が期待できる状況にあることから、運用方法の見直しが必要である。	令和7年度においては、複数年度の定期預金での預入も含めて検討した結果、最も金利が高い1年間を主軸としつつ、金利上昇が見込まれることから、一部については半年間の預入を選択した。 今後も金利動向を注視しながら、資金計画を踏まえた的確な資金運用を行っていく。	
2 茨城県工業用水道事業積立基金の 資金計画について 安全性を確保した上で有利な運用を検討するために、複数年度の運用を前提とした資金計画の策定が必要である。	短期	○意見に係る事実関係等 今後の事業実施見込等を見据えた資金計画は未策定である。 ○問題点の整理等 複数年度の運用を行うためには、今後の事業実施見込等の精査が必要であるため、資金計画の策定が求められる。	今後の事業実施見込等を踏まえ、毎年度、複数年度の運用を想定した資金計画を策定することとした。	

3 水道事業及び工業用水道事業における資金運用の効率性について 複数年にまたがって事業に充当されない固定的な資金残高が存在する状況下において、資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しているが、有利な資金運用として、複数年度の運用も運用方法の一つとして検討すべきである。	短期	○意見に係る事実関係等 資金運用においては安全性を最優先としながら、水道事業というライフラインを担う事業の特性上、流動性の確保を重視した運用を行っており、複数年度にわたる運用の可能性を検討しつつも、最終的には単年度での運用に留まっていた。 ○問題点の整理等 昨今の金利上昇傾向を踏まえると一定の運用益が期待できる状況にあることから、運用方法の見直しが必要である。	令和7年度においては、複数年度の定期預金での預入も含めて検討した結果、最も金利が高い1年間を主軸としつつ、金利上昇が見込まれることから、一部については半年間の預入を選択した。 今後も金利動向を注視しながら、資金計画を踏まえた的確な資金運用を行っていく。
4 水道事業及び工業用水道事業における資金計画を活用した資金運用について 安全性を確保した上で有利な運用を検討する前提として、複数年度の資金計画の策定が必要である。	短期	○意見に係る事実関係等 企業局経営戦略により中長期的な資金の見通しについては算定しているが、資金計画は未策定である。 ○問題点の整理等 複数年度の運用を行うためには、保有資金のうち大規模災害等に備え流動性を確保しておくべき部分と複数年度にわたり運用可能な部分の区分が必要であるため、資金計画の策定が求められる。	保有資金のうち大規模災害等に備え流動性を確保しておくべき部分と複数年度にわたり運用可能な部分を考慮し、毎年度、複数年度の運用を想定した資金計画を策定することとした。

令和 7 年第 2 回定例会 土木企業立地推進委員会資料

改 革 工 程 表

○会 計

・水道事業会計	・ ・ ・ ・ ・	2
・工業用水道事業会計	・ ・ ・ ・ ・	3
・地域振興事業会計	・ ・ ・ ・ ・	4

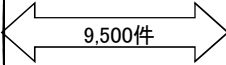
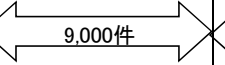
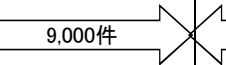
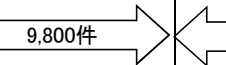
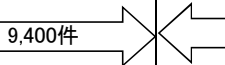
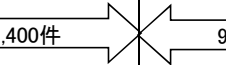
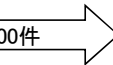
令 和 7 年 6 月 11 日

企 業 局

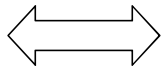
改革工程表2（年度別計画）

会計名：水道事業会計

所管部局・課名：企業局業務課

取り組むべき項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 累積欠損金の早期解消 ○県南西広域水道(旧県西広域水道) ○県中央広域水道	※平成19年度に累積 欠損金の解消 ※平成22年度に累積 欠損金の解消						
2 個別事業の経営改善 ○県南西広域水道(旧県西広域水道) ・水資源機構割賦負担金の繰上償還 ○県中央広域水道 ・企業債繰上償還	※繰上償還 4,149百万円実施 (平成19～29年度) [利息軽減額 858百万円] ※繰上償還 11,325百万円実施 (平成18～25年度) [利息軽減額 3,327百万円]						
3 水道加入促進事業による水道普及率の向上 ○新規加入件数	 9,500件 [8,681件] ※平成22年度から実施 58,688件 (平成22～令和元年度)	 9,000件 [9,217件]	 9,000件 [9,773件]	 9,800件 [9,828件]	 9,400件 [8,651件]	 9,400件	 9,400件

※注



改革期間及び推進事項を表示

[]は目標達成状況を表示

改革工程表 2 (年度別計画)

会計名：工業用水道事業会計

所管部局・課名：企業局業務課

取り組むべき項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 個別事業の累積欠損金の早期解消 ・ 県南西工水（旧県南工水）の累積欠損金 ※ 平成20年度に累積欠損金解消							
2 県南西工水の経営改善 ・ 水資源機構割賦負担金の繰上償還 ※ 繰上償還 5,955百万円実施 (平成18年度～20年度、28年度) 【利息軽減額1,368百万円】							
・ 企業債繰上償還（旧県南工水） ※ 繰上償還 2,738百万円実施 (平成18年度) 【利息軽減額371百万円】							
・ 補償金免除繰上償還 ※ 繰上償還 3,849百万円実施 (平成19年度～平成25年度) 【利息軽減額712百万円】							
・ 契約水量の増 ※ 契約水量は企業との需給契約に基づく 給水開始日に計上	1,000m³/日 [1,065m³/日] 4,645m³/日 (平成30～令和2年度)	1,000m³/日 [0m³/日]	1,000m³/日 [300m³/日]	1,000m³/日 [100m³/日]	1,000m³/日 [0m³/日]	1,000m³/日	1,000m³/日

※注  は改革期間及び推進事項を表示 []は目標達成状況を表示

改革工程表2（年度別計画）

会計名：地域振興事業会計	所管部局・課名：企業局総務課企画経営室
--------------	---------------------

取り組むべき項目	平成21年度～平成26年度	平成27年度～令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度～令和15年度
1 企業誘致の推進 阿見東部土地造成事業（阿見東部工業団地） ・平成29年度までに全区画において企業立地済み（リース含む）となったが、令和7年2月28日付けで1区画（1.1ha）についてリース解除となった。 ・（分譲16社：45.3ha、リース1社：0.9ha、分譲予定面積：1.1ha） ・当該未分譲区画は令和7年度までに分譲の完了を目指す。	 [実績] [分譲：18.1ha、リース：0ha、計：18.1ha]	[実績] [分譲：11.5ha、リース：0ha、計：11.5ha]				[実績] [分譲：0ha]	 [実績] [分譲：]	
2 新たな工業団地の造成・分譲 ・立地推進部と連携し、新たな工業団地の造成・分譲に取り組む。								
①つくばみらい福岡地区土地造成事業（圏央道インターパークつくばみらい） ・令和5年度までに造成工事及び分譲が完了した。（分譲面積：59.6ha）			 [実績] [分譲：38.4ha]	 [実績] [分譲：21.2ha]				 負担金（地区外インフラ等、鉄塔移設）支払い（約20億円）
②坂東山地区土地造成事業（フロンティアパーク坂東） ・令和10年度までに造成工事及び分譲の完了を目指す。（分譲予定面積：約59ha）				 [実績] [分譲：0ha]	 [実績] [分譲：18.3ha]	[実績] [分譲：]	[実績] [分譲：]	
③ひたちなか地区土地造成事業 ・第1期拡張地区（分譲予定面積：約22ha）は令和7年度までに造成工事及び分譲の完了を目指す。 ・第2期拡張地区（分譲予定面積：約35ha）は令和8年度までに造成工事及び分譲の完了を目指す。				 [実績] [分譲：0ha]	 [実績] [分譲：]	 [実績] [分譲：]	 [実績] [分譲：]	
3 財政の健全化 （企業債の償還額）	 [実績] [H21：1,289百万円] [H22：1,456百万円] [H23：910百万円] [H24：795百万円] [H25：1,237百万円] [H26：1,210百万円]	 [実績] [H27：279百万円] [H28：4,015百万円] [H29：1,051百万円] [H30：0百万円] [R1：0百万円] [R2：0百万円]			 [実績] [R5：5,400百万円] [R6：4,146百万円] [R7：百万円] [R8：百万円] [R9：百万円] [R10：百万円]	-42,399百万円- 【39,778百万円】		

※注 は改革期間及び推進事項を表示 [] は目標達成状況を表示

令和 7 年第 2 回定例会 土木企業立地推進委員会資料

令和 7 年度 公の施設等運営状況報告

企業局

令和 7 年 6 月 11 日（水）

目 次

1	運営状況報告の概要	3
2	施設別運営状況報告	
(1)	県所有施設	
①	【企業局】	
	広域水道（県南西、鹿行、県中央）	4
	工業用水道	12

○ 運営状況報告の概要

- 令和7年度の所管施設数は4施設。令和6年度と比較して、施設の増減はない。
- 広域水道（県南西、鹿行、県中央）については、日常生活に欠くことのできない水道用水供給事業としての役割を果たすため、今後も安全で安心な水道用水を安定的・継続的に供給する上で、引き続き県において責任をもって運営を継続する。
- 工業用水道については、産業活動にとって最も基礎的なインフラであり、地域産業の振興や地域経済の活性化、あるいは地盤沈下対策等のための代替水供給事業として重要な役割を担っているため、引き続き県において責任をもって運営を継続する。

		現状維持	施設のあり方 検討	民間活力導入等 による運営改善	他団体への 譲渡・譲与	廃止・休止 ・統合	計
県有施設	令和7年度	4					4
	令和6年度	4					4

令和 7 年度 公の施設等運営状況報告書
(県所有施設)

企業局

令和 7 年 6 月 11 日 (水)

○施設名 広域水道（県南西、鹿行、県中央）

1 現状

（1）施設の概要

- 広域水道は、安全で安心な水道用水を安定的・継続的に供給することを目的に設置し、県民生活や社会経済活動のインフラとしての役割を担っている。

所在地	土浦市大岩田他（県南西広域水道）、鹿嶋市宮中他（鹿行広域水道）、那珂市豊喰他（県中央水道）
開業年月	昭和 35 年度～平成 7 年度
施設概要	施設敷地 923, 225 m ² 、管理本館、取水施設、導水管施設、浄水施設等
設置理由	県民福祉の増進に資する安全で安心な水道水の供給
設置の根拠法令等	茨城県公営企業の設置等に関する条例
事業内容	水道水の供給、施設の維持管理等
定 員	－
利用料金	以下のとおり

	県南西	鹿行	県中央
給水市町村等	19 市町村 1 企業団	5 市	9 市町村 1 企業団
施設能力（計画水量）/日	386, 075 m ³ （386, 075 m ³ ）	108, 000 m ³	78, 000 m ³ （240, 000 m ³ ）
基本料金〔月額〕	1, 290 円/m ³ （旧県南） 1, 850 円/m ³ （旧県西）	1, 500 円/m ³	1, 640 円/m ³
使用料金	45 円/m ³ （旧県南） 61 円/m ³ （旧県西）	54 円/m ³	65 円/m ³

< 県南西 >

施設名	霞ヶ浦浄水場	阿見浄水場	利根川浄水場	新治浄水場	関城浄水場	水海道浄水場
所在地	土浦市大岩田 2972	稲敷郡阿見町 追原 2586	取手市小文間 80	土浦市本郷 1839	筑西市辻 2382	常総市大塚戸町 1956
区分	霞ヶ浦給水系	霞ヶ浦給水系	利根川給水系	新治給水系	関城給水系	水海道給水系
給水開始	昭和 35 年 12 月	平成 7 年 4 月	昭和 57 年 4 月	昭和 63 年 4 月	平成 6 年 11 月	平成 7 年 7 月
施設概要	敷地 110,137 m ² 管理本館：鉄骨鉄筋コンクリート造 5 階建（延床面積：3,898 m ² ） 取水施設、導水管施設、浄水施設、薬品注入設備、送水施設、排水処理施設	敷地 85,429 m ² 管理本館：鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建（延床面積：2,400 m ² ） 取水施設、導水管施設、浄水施設、薬品注入設備、送水施設、排水処理施設	敷地 71,015 m ² 管理本館：鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建（延床面積：1,689 m ² ） 取水施設、導水管施設、浄水施設、薬品注入設備、送水施設、排水処理施設	敷地 35,230 m ² 管理本館：鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建（延床面積：1,991 m ² ） 導水管施設、浄水施設、薬品注入設備、送水施設、排水処理施設	敷地 39,864 m ² 管理本館：鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建（延床面積：2,538 m ² ） 導水管施設、浄水施設、薬品注入設備、送水施設、排水処理施設、非常用電源設備	敷地 47,971 m ² 管理本館：鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建（延床面積：2,037 m ² ） 取水施設、導水管施設、浄水施設、薬品注入設備、送水施設、排水処理施設

< 鹿行 >

施設名	鹿島浄水場	鰐川浄水場
所在地	鹿嶋市宮中 3761- 1	鹿嶋市鰐川 234
区分	鹿島給水系	鰐川給水系
給水開始	昭和 43 年 8 月	昭和 57 年 7 月
施設概要	敷地 146,257 m ² 管理本館：鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 (延床面積：1,370 m ²)、 取水施設、導水管施設、浄水施設、薬品注入設備、送水施設、排水処理施設、非常用電源設備	敷地 112,339 m ² 管理本館：鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 (延床面積：2,120 m ²)、 取水施設、導水管施設、浄水施設、薬品注入設備、送水施設、排水処理施設

< 県中央 >

施設名	水戸浄水場	澗沼川浄水場
所在地	那珂市豊喰 685	笠間市平町 1100
区分	水戸給水系	笠間給水系
給水開始	平成 7 年 7 月	平成 4 年 1 月
施設概要	敷地 234,161 m ² 管理本館：鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 (延床面積：3,112 m ²) 取水施設、導水管施設、浄水施設、薬品注入設備、送水施設、排水処理施設	敷地 40,822 m ² 管理本館：鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 (延床面積：2,533 m ²) 取水施設、導水管施設、浄水施設、薬品注入設備、送水施設、排水処理施設

(2) 管理手法 ※令和7年4月1日時点

- 浄水場の管理運営業務は、県職員76人体制（常勤46人、非常勤30人）で行っている。また、管理運営業務のうち、中央監視室における監視操作業務や日常の巡視点検業務などについては、公益財団法人茨城県企業公社の水道事業を承継した公益財団法人茨城県開発公社に委託している。

(3) 利用状況

< 県南西 >

- 給水量（年間有収水量）は令和5年度から増加に転じ、令和6年度がピーク（100%）となっている。
- 昭和35年12月より霞ヶ浦給水系へ給水開始し、給水人口は1,294,173人（令和6年度末）となっている。

< 鹿行 >

- 給水量（年間有収水量）は年々増加し、令和6年度がピーク（100%）となっている。
- 昭和43年8月より鹿島給水系へ給水開始し、給水人口は236,154人（令和6年度末）となっている。

< 県中央 >

- 給水量（年間有収水量）は平成30年度をピークに減少傾向だが、令和6年度は増加しピーク時の92.9%となっている。
- 平成4年1月より笠間給水系へ給水開始し、給水人口は730,877人（令和6年度末）となっている。

【給水量（年間有収水量）の推移】

（単位：千m³/年）

年度	ピーク	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R6/ピーク
県南西	105,810 (R6)	99,988	99,943	101,519	102,328	102,919	105,691	104,735	104,261	105,300	105,810	100%
鹿行	25,533 (R6)	19,511	19,700	20,839	20,791	20,864	21,002	21,929	22,431	25,015	25,533	100%
県中央	15,475 (H30)	13,094	13,869	14,885	15,475	15,236	14,881	14,345	14,074	14,018	14,378	92.9%
計	145,721 (R6)	132,593	133,512	137,243	138,594	139,019	141,574	141,009	140,766	144,333	145,721	100%

(4) 運営状況

- 令和6年度は大幅な歳出超過となっているが、減損会計の適用によるものであり、その影響を除くと通常ベースの収支となっており、安定した経営を維持している。

【収支の推移】(3 広域水道計)

(単位：千円)

年度	歳入計			歳出計					収支 (A-B)
	(A)	利用料金 収入	その他	(B)	人件費	維持管理費	事業費	その他	
H27	20,150,822	17,083,517	3,067,305	16,317,395	860,197	1,392,866	12,048,870	2,015,462	3,833,427
H28	19,528,303	17,157,196	2,371,107	15,308,053	828,337	1,464,707	10,802,614	2,212,395	4,220,250
H29	19,500,536	17,101,764	2,398,772	15,893,584	859,951	1,661,122	11,144,874	2,227,637	3,606,952
H30	19,459,504	17,178,104	2,281,400	16,138,158	810,643	1,678,530	11,458,980	2,190,005	3,321,346
R 1	19,907,077	17,346,282	2,560,795	16,933,498	838,473	1,698,671	11,392,946	3,003,408	2,973,579
R 2	20,395,284	17,646,906	2,748,378	16,618,872	826,022	1,755,431	11,287,686	2,749,733	3,776,412
R 3	19,914,127	17,612,873	2,301,254	16,685,915	853,665	1,612,123	11,616,035	2,604,092	3,228,212
R 4	19,940,574	17,605,880	2,334,694	17,600,884	863,561	1,401,937	12,795,454	2,539,932	2,339,690
R 5	20,408,802	17,818,281	2,590,521	18,546,192	924,504	1,810,448	12,963,862	2,847,378	1,862,610
R 6 (見込)	27,600,008	17,900,871	9,699,137	39,842,031	951,752	1,985,541	12,558,499	24,346,239	△12,242,023
平均	20,680,504	17,445,167	3,235,336	18,988,458	861,711	1,646,138	11,806,982	4,673,628	1,692,046

【大規模修繕の推移】(10,000 千円以上の修繕を記載)

- 主な実績としては、取水施設、浄水施設及び送水施設等の老朽化に伴い、機械設備や電気設備の修繕工事を実施した。
(単位：千円)

年度	修繕実績額	修繕内容
H27	790,770	機械設備修繕工事(生物処理ハニコム等)、電気設備修繕工事(計算機電源装置等)
H28	844,495	機械設備修繕工事(急速ろ過池砂利更生等)、電気設備修繕工事(高低圧盤等)
H29	1,074,536	機械設備修繕工事(オゾン設備等)、電気設備修繕工事(計算機ハードディスク等)
H30	1,107,223	機械設備修繕工事(脱水機等)、電気設備修繕工事(生物処理 CC ユニット等)
R 1	1,234,425	機械設備修繕工事(沈殿池汚泥掻寄機等)、電気設備修繕工事(特高変電所コンデンサ等)
R 2	1,296,454	機械設備修繕工事(薬品注入ポンプ等)、電気設備修繕工事(電磁流量計変換機等)
R 3	1,338,242	機械設備修繕工事(薬品注入ポンプ等)、電気設備修繕工事(特高変電所直流電源盤等)
R 4	1,586,201	機械設備修繕工事(濃縮槽汚泥掻寄機等)、電気設備修繕工事(特高変電所蓄電池等)
R 5	1,558,408	機械設備修繕工事(脱水機等)、電気設備修繕工事(電磁流量計検出器等)
R 6	1,349,018	機械設備修繕工事(脱水機等)、電気設備修繕工事(コントローラ用電源装置等)
計	12,179,772	

(5) 周辺エリア、類似施設等の状況

- 国では、令和元年 10 月施行の改正水道法にて示す経営の一体化や管理の一体化、施設の共同化などの広域連携や官民連携を推進している。また、本県では、令和 10 年 4 月の市町村水道事業との経営一体化に向け、「茨城県広域的連携等推進協議会」において、調整を進めていく。
- 香川県や広島県では、人口減少に伴い給水収益の減少が見込まれる中、老朽化が進む水道施設の更新、災害対応、技術継承への対応などの経営課題に対応するため、広域連携の取組として、経営を一体化し、事業を開始している。また、いくつかの県においても、改正水道法に基づき、その区域の特性に応じて市町村域を超えた広域連携の推進や基盤強化に関する取組を行っている。

2 課題

- 水道事業は、今後、急速な人口減少による料金収入の減少が見込まれる一方で、老朽化施設の計画的更新や近年頻発する大規模な自然災害への対策のための経費の増加が想定されるため、本県の水道事業が将来にわたって持続的な経営を確保していくためには、これまで以上に経営基盤の強化に取り組む必要がある。
- 浄水場の管理運営業務の一部を委託している茨城県開発公社では、プロパー職員の年齢構成が偏っている状況であり、現在の職員が定年退職あるいは定年退職後の再任用を終えていく段階に備え、計画的な新規採用、中途採用による職員の年齢構成の偏りを解消し、技術の継承に努める必要がある。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	令和7年度	令和6年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現行での施設運営により合理化を図る。

【理由】

- 当施設は、日常生活に欠くことのできない水道用水供給事業としての役割を果たすため、今後も安全で安心な水道用水を安定的・継続的に供給する上で、引き続き施設（事業）を存続させる必要がある。
- 民間事業者での運営は、経営破綻や県が蓄積してきたノウハウの継承などの課題もあることから、引き続き県において責任をもって運営を継続し、徹底した経費削減のほか、毎年の利益等は施設更新費用に充てるなど、将来にわたり安定した経営に向け取り組んでいく。
- なお、運営の効率化を図るため、水道事業の広域化に向けた取組を積極的に進める。

○施設名 工業用水道

1 現状

(1) 施設の概要

- 工業用水道は、工業の健全な発達及び県民の福祉増進の目的をもって設置し、工業用水の供給としての役割を担っており、現在、那珂川、鹿島、県南西広域及び県央広域の4事業を実施している。
- 給水区域及び給水先は、30 市町村の計画に対し、令和6年度末で22 市町村において249 事業所と需給契約を締結している。

所在地	那珂市西木倉ほか
開業年月	昭和41年度～平成13年度
施設概要	施設敷地 501,815 m ² 、管理本館、取水施設、導水管施設、浄水施設等
設置理由	工業の健全な発達及び県民の福祉増進に資する工業用水の供給
設置の根拠法令等	茨城県公営企業の設置等に関する条例
事業内容	工業用水の供給、施設の維持管理等
定員	—
利用料金	以下のとおり

- 施設能力は、最大給水量126 万m³/日の計画に対し、113 万m³/日の施設が完成している。

給水区域	22 市町村
施設能力（計画水量）	1,132,680 m ³ /日（1,263,680 m ³ /日）
料金〔日額〕 （税別）	那珂川 28 円/m³ 鹿島（1・2期） 18 円/m³ 鹿島（3期） 45 円/m³ 県南西広域 93 円/m³ 県央広域 56 円/m³

< 那珂川工業用水道事業・県央広域工業用水道事業 >

施設名	那珂川浄水場	
所在地	那珂市西木倉 1648	
区分	那珂川工業用水道事業	県央広域工業用水道事業
給水開始	昭和 41 年 10 月	平成 13 年 10 月
施設概要	敷地 34,743 m ² 管理本館：鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建（延床面積：520 m ² ）、 取水施設、導水管施設、浄水施設、薬品注入設備、配水施設、排水処理施設、非常用電源設備	

< 鹿島工業用水道事業 >

施設名	鹿島浄水場		鰐川浄水場
所在地	鹿嶋市宮中 3761-1		鹿嶋市鰐川 234
区分	第 1 期事業	第 2 期事業	第 3 期事業
給水開始	昭和 44 年 2 月	昭和 47 年 11 月	平成 6 年 4 月
施設概要	敷地 146,257 m ² 管理本館：鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建（延床面積：1,370 m ² ）、 取水施設、導水管施設、浄水施設、薬品注入設備、配水施設、排水処理施設、非常用電源設備		敷地 112,339 m ² 管理本館：鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建（延床面積：2,120 m ² ）、 取水施設、導水管施設、浄水施設、薬品注入設備、配水施設、排水処理施設

＜県南西広域工業用水道事業＞

施設名	新治浄水場	関城浄水場	阿見浄水場	水海道浄水場	岡取水場
所在地	土浦市本郷 1839	筑西市辻 2382	稲敷郡阿見町追原 2586	常総市大塚戸町 1956	取手市岡 989
区分	新治給水系	関城給水系	阿見給水系	水海道給水系	取手給水系
給水開始	昭和 63 年 4 月	平成 8 年 4 月	平成 9 年 7 月	平成 5 年 9 月	平成 5 年 7 月
施設概要	敷地 35,230 m ² 管理本館：鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 (延床面積：1,991 m ²)、 導水管施設、浄水施設、 薬品注入設備、配水施設、 排水処理施設	敷地 39,846 m ² 管理本館：鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 (延床面積：2,538 m ²)、 導水管施設、浄水施設、 薬品注入設備、配水施設、 排水処理施設	敷地 85,429 m ² 管理本館：鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 (延床面積：2,400 m ²)、 取水施設、導水管施設、 浄水施設、薬品注入設備、 送水施設、排水処理施設	敷地 47,971 m ² 管理本館：鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 (延床面積：2,037 m ²) 取水施設、導水管施設、 浄水施設、薬品注入設備、 送水施設、排水処理施設、 非常用電源設備	取水施設

(2) 管理手法 ※令和 7 年 4 月 1 日時点

- 浄水場の管理運営業務は、県職員 49 人体制（常勤 28 人、非常勤 21 人）で行っている。また、管理運営業務のうち、中央監視室における監視操作業務や日常の巡視点検業務などについては、公益財団法人茨城県企業公社の水道事業を承継した公益財団法人茨城県開発公社に委託している。なお、那珂川浄水場についてはモデルケースとして同業務を民間企業に委託し、A I 技術を活用した中央監視業務の省力化などについて実証試験等を行っている。

(3) 利用状況

○ 全体の給水量（契約水量）は、平成 27 年度をピークとして直近の令和 6 年度はピーク時の 98.1%となっている。

<那珂川>

○ 昭和 41 年 10 月より給水を開始し、給水先は(株)日立製作所を含む 9 事業所となっている。

<鹿島>

○ 昭和 44 年 2 月に給水を開始し、給水先は日本製鉄(株)を含む 73 事業所となっている。

<県南西広域>

○ 昭和 63 年 4 月に給水を開始し、給水先は麒麟ビール(株)を含む 149 事業所となっている。

<県央広域>

○ 平成 13 年 10 月に給水を開始し、給水先は(株)J E R Aを含む 19 事業所となっている。

【給水量（契約水量）の推移】

(単位：千 m³/年)

年度	ピーク	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 6 /ピーク
那珂川	27,029 (H27、R 1、R 5)	27,029	26,955	26,955	26,955	27,029	26,955	26,955	26,955	27,029	26,955	99.7%
鹿島	305,222 (H27)	305,222	290,888	292,655	294,739	294,741	294,348	293,629	294,799	297,020	296,117	97.0%
県南西	37,060 (R 5)	36,049	35,250	35,381	35,689	36,629	36,917	36,837	36,945	37,060	36,959	99.7%
県央	14,915 (R 6)	13,586	13,549	13,549	13,549	13,806	13,768	13,786	13,786	13,732	14,915	100.0%
計	381,886 (H27)	381,886	366,642	368,540	370,932	372,205	371,988	371,207	372,485	374,841	374,946	98.1%

(4) 運営状況

○ 歳入、歳出ともに大きな変動なく推移しており、近年は維持管理費の増などによる事業費の増加が見られるものの、安定した経営を維持している。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計			歳出計					収支 (A-B)
	(A)	利用料金 収入	その他	(B)	人件費	維持 管理費	事業費	その他	
H27	15,741,546	12,176,071	3,565,475	10,329,297	618,881	591,904	7,544,424	1,574,088	5,412,249
H28	14,739,555	12,102,978	2,636,577	9,985,818	566,432	679,744	7,496,027	1,243,615	4,753,737
H29	13,607,218	11,995,598	1,611,620	10,000,421	560,019	560,658	7,617,398	1,262,346	3,606,797
H30	13,657,744	12,064,600	1,593,144	10,204,034	536,026	642,926	7,772,055	1,253,027	3,453,710
R 1	13,783,202	12,129,749	1,653,453	10,640,307	548,726	819,152	7,659,739	1,612,690	3,142,895
R 2	13,720,347	12,255,237	1,465,110	10,590,212	546,209	884,454	7,566,632	1,592,917	3,130,135
R 3	13,593,650	12,266,436	1,327,214	11,226,257	565,579	830,705	7,674,177	2,155,796	2,367,393
R 4	13,625,188	12,308,039	1,317,149	11,179,326	602,833	862,105	8,210,209	1,504,179	2,445,862
R 5	13,951,651	12,377,059	1,574,592	11,216,800	574,155	998,441	8,047,693	1,596,511	2,734,851
R 6 (見込)	13,821,699	12,386,320	1,435,379	11,417,766	583,153	1,167,362	8,111,964	1,555,287	2,403,933
平均	14,024,180	12,206,209	1,817,971	10,679,024	570,201	803,745	7,770,032	1,535,046	3,345,156

【大規模修繕の推移】（10,000千円以上の修繕を記載）

- 主な実績としては、取水施設、浄水施設及び配水施設等の老朽化に伴い、機械設備や電気設備の修繕工事を実施した。
（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H27	402,360	機械設備修繕工事（ポンプ等）、電気設備修繕工事（工業計器等）
H28	332,042	機械設備修繕工事（ポンプ等）、電気設備修繕工事（計装設備等）
H29	516,318	機械設備修繕工事（ポンプ、弁、薬品等）、電気設備修繕工事（計装設備等）
H30	502,294	機械設備修繕工事（ポンプ、弁、薬品等）、電気設備修繕工事（計装設備等）
R 1	747,558	本館改修工事、トイレ改修工事、機械設備修繕工事（ポンプ、弁、薬品等）、電気設備修繕工事（計装設備等）
R 2	807,471	機械設備修繕工事（ポンプ、フロキュレータ等）、電気設備修繕工事（計装設備等）
R 3	805,453	機械設備修繕工事（ポンプ、フロキュレータ等）、電気設備修繕工事（計装設備等）
R 4	901,589	機械設備修繕工事（ポンプ、フロキュレータ等）、電気設備修繕工事（計装設備等）
R 5	777,304	機械設備修繕工事（ポンプ、フロキュレータ等）、電気設備修繕工事（計装設備等）
R 6	938,852	機械設備修繕工事（ポンプ、汚泥掻寄機等）、電気設備修繕工事（工業計器等）
計	6,731,241	

（５）周辺エリア、類似施設等の状況

- 全国の工業用水使用量は減少傾向で推移しており、国は工業用水事業の新規建設への補助金を停止していたが、令和５年度補正予算において、半導体等の経済安全保障上重要な産業の企業立地に伴う水需要の増加が見込まれる場合には、工業用水道の新設に係る費用の一部を支援する制度が新たに設けられ、半導体の生産に関連する４つの地域（北海道千歳市、岩手県北上市、広島県東広島市、熊本県菊池郡菊陽町）が補助採択を受けた。（令和６年度補正予算で継続）

2 課題

- 浄水場や配水管路等の老朽化が進んでいるため、計画的に浄水場及び管路を更新する必要がある。
- 経営の健全化を図り、安定的に事業を継続するため、これまでの投資により確保してきた供給施設等を最大限活用するとともに、工業団地造成等に伴う新たな水需要に対応した配水管等の整備を迅速に進めることが重要である。
- 浄水場の管理運営業務の一部を委託している茨城県開発公社では、プロパー職員の年齢構成が偏っている状況であり、現在の職員が定年退職あるいは定年退職後の再任用を終えていく段階に備え、計画的な新規採用、中途採用による職員の年齢構成の偏りを解消し、技術の継承に努める必要がある。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	令和7年度	令和6年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現行での施設運営により合理化を図る。

【理由】

- 工業用水道は、産業活動にとって最も基礎的なインフラであり、地域産業の振興や地域経済の活性化、あるいは地盤沈下対策等のための代替水供給事業として重要な役割を担っており、引き続き施設（事業）を存続させる必要がある。
- 民間事業者での運営は、経営破綻や県が蓄積してきたノウハウの継承などの課題もあることから、引き続き県において責任をもって運営を継続し、徹底した経費削減のほか、毎年の利益等は施設更新費用に充てるなど、将来にわたり安定した経営に向け取り組んでいく。
- また、新たに立地する企業や地下水等からの工水転換を検討する企業に対し、工業用水道料金の優遇措置等を活用のうえ、新たな水需要の開拓に努めるとともに、工業団地の新規造成等に伴う水需要に迅速かつ的確に対応することにより、経営基盤の強化を図る。

令和 7 年第 2 回定例会

土木企業立地推進委員会資料

1. 独占禁止法違反に係る活性炭販売業者への
損害賠償請求訴訟の経過報告 … 2
2. 企業局における水道事業の広域化の検討状況
について … 3
3. 県有財産の売却について（阿見東部工業団地） … 7

令和 7 年 6 月 11 日
企 業 局

項 目	独占禁止法違反に係る活性炭販売業者への損害賠償請求訴訟の経過報告
-----	----------------------------------

1 損害賠償請求及び訴訟の概要

- ・2019（令和元）年11月22日、公正取引委員会において、地方公共団体が浄水場等で水質を浄化するために使用する活性炭の販売業者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に基づき、排除措置命令及び課徴金納付命令が行われた。
- ・企業局では、本結果を踏まえ、活性炭販売業者に対し2021（令和3）年3月10日付けで損害賠償請求及び2021（令和3）年4月15日付けで督促を行い納付がなかったことから、次のとおり損害賠償請求訴訟を提起している。

- (1) 訴訟提起日 2021（令和3）年11月24日
- (2) 提訴裁判所 水戸地方裁判所
- (3) 訴訟の相手方 本町化学工業株式会社 外 9 名
- (4) 訴訟名及び件数 損害賠償請求訴訟 9 件
- (5) 請求額 2,498,029,770円

2 訴訟の進行状況

(1) 第一審 判決済 6 件

- ・2025（令和7）年4月11日及び5月22日、相手方7名へ約12億6千万円の請求に対し、うち6名へ約8億7千万円の支払いを命じる判決。
- ・判決のあった6訴訟については、原告被告が各々の訴訟に応じて東京高等裁判所へ控訴。

判決日	浄水場	被告		請求額(円)	判決認容額(円)	棄却額(円)	控訴者	
4/11	阿見	本町化学工業(株)	(株)エーシーケミカル	397,075,629	227,740,172	169,335,457	県	
	鹿島		セラケム(株)	(株)クレ	268,106,896	59,952,600	208,154,296	双方
	関城		大阪カ ^ス ケミカル(株)	水 ing(株)	404,162,073	404,162,073	—	被告
	水海道		(株)クレ		1,204,520	棄却	1,204,520	県
	湊沼川		フタムラ化学(株)		102,194,063	92,567,377	9,626,686	双方
5/22	新治		大阪カ ^ス ケミカル(株)	水 ing(株)	93,184,317	93,184,317	—	被告
合計				1,265,927,498	877,606,539	388,320,959		

(2) 第一審 係属中 3 件

- ・口頭弁論の実施以後、弁論準備手続により、原告被告双方が書面による主張を複数回実施し、争点及び証拠整理等の審議。それぞれ判決予定が示されている。

判決日	浄水場	被告			請求額(円)
6/12	企業局	本町化学工業(株)	朝日 汙過材(株)	フタムラ化学(株)	17,017,022
7/31	霞ヶ浦		セラケム(株)		857,039,590
9/25	鰯川		(株)エーシーケミカル	幸商事(株)	358,045,660
			朝日 汙過材(株)	太平化学産業(株)	
合計					1,232,102,272

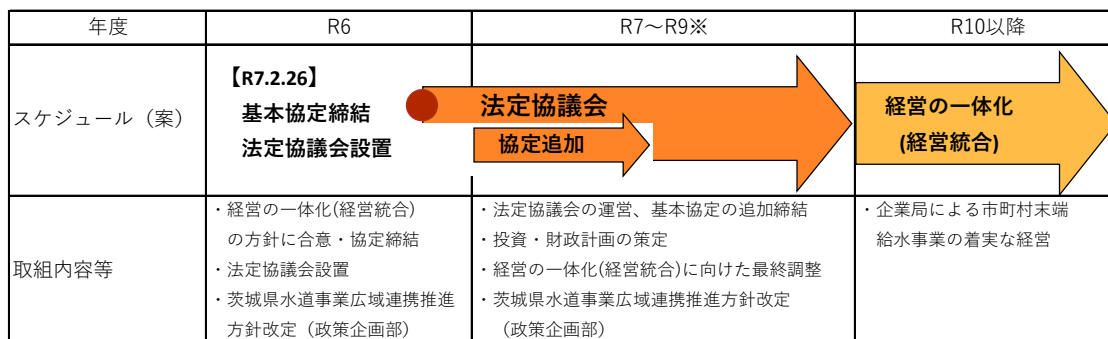
項 目	企業局における水道事業の広域化の検討状況について																					
1 現況	急速な人口減少が進む中、市町村や当局などの水道事業体が将来にわたり安全で良質な水を安定的かつ効率的に供給し、水道事業の経営健全化を図ることを目的として、水道事業の経営統合や共同発注等の広域連携に関して、政策企画部を中心に市町村等と検討を進めてきたところ。 令和7年2月26日に、県企業局を統合先とする経営統合を進める方針に合意した21市町村と基本協定を締結し、同日付けで水道法に定める法定協議会（会長：知事、副会長：県企業局長、委員：構成市町村長）を設置。																					
(参考1) 経営統合の意向状況（R7.2月末時点）	<table><tr><th>区分</th><th>市町村等名</th></tr><tr><td>令和6年度 基本協定締結 (21事業体)</td><td>古河市、石岡市、結城市、笠間市、常陸大宮市、筑西市、稲敷市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、栃木県野木町※</td></tr><tr><td>検討中 (12事業体)</td><td>土浦市、下妻市、常総市、常陸太田市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、那珂市、坂東市、かすみがうら市、五霞町、湖北水道企業団</td></tr><tr><td>単独経営継続 (10事業体)</td><td>水戸市、日立市、高萩市、北茨城市、つくば市、ひたちなか市、神栖市、東海村、境町、茨城県南水道企業団</td></tr></table> ※野木町は、現状、古河市と浄水場を共同で設置。県境をまたいだ越境での統合は全国初		区分	市町村等名	令和6年度 基本協定締結 (21事業体)	古河市、石岡市、結城市、笠間市、常陸大宮市、筑西市、稲敷市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、栃木県野木町※	検討中 (12事業体)	土浦市、下妻市、常総市、常陸太田市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、那珂市、坂東市、かすみがうら市、五霞町、湖北水道企業団	単独経営継続 (10事業体)	水戸市、日立市、高萩市、北茨城市、つくば市、ひたちなか市、神栖市、東海村、境町、茨城県南水道企業団												
区分	市町村等名																					
令和6年度 基本協定締結 (21事業体)	古河市、石岡市、結城市、笠間市、常陸大宮市、筑西市、稲敷市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、栃木県野木町※																					
検討中 (12事業体)	土浦市、下妻市、常総市、常陸太田市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、那珂市、坂東市、かすみがうら市、五霞町、湖北水道企業団																					
単独経営継続 (10事業体)	水戸市、日立市、高萩市、北茨城市、つくば市、ひたちなか市、神栖市、東海村、境町、茨城県南水道企業団																					
(参考2) 基本協定の概要	知事、県企業局長及び21市町村の首長が、経営統合の実現に向けた基本的な方向性について定めた基本協定を締結。 <table><tr><th>項目</th><th>概要</th></tr><tr><td>経営統合の目的</td><td>本県水道事業の経営健全化及び基盤の強化</td></tr><tr><td>経営統合の対象</td><td>水道事業（簡易水道事業を除く）及び水道用水供給事業</td></tr><tr><td>経営統合の時期</td><td>協定締結後3年程度以内</td></tr><tr><td>経営統合の方法</td><td>事業ごとに区分経理（当面料金統一はしない。）</td></tr><tr><td>経営統合の主体</td><td>県企業局（事業経営・執行を県企業局が行う。）</td></tr><tr><td>運営体制</td><td>経営統合時は市町村からの自治法派遣等</td></tr><tr><td>資産等</td><td>水道事業の用に供する資産・負債・資本は企業局が継承</td></tr><tr><td>投資・財政計画の策定・公表</td><td>市町村等は経営統合までに投資・財政計画を策定・公表</td></tr><tr><td>法定協議会</td><td>経営統合に向けた検討を行うため、県知事及び市町村長等を構成員として設置</td></tr></table>		項目	概要	経営統合の目的	本県水道事業の経営健全化及び基盤の強化	経営統合の対象	水道事業（簡易水道事業を除く）及び水道用水供給事業	経営統合の時期	協定締結後3年程度以内	経営統合の方法	事業ごとに区分経理（当面料金統一はしない。）	経営統合の主体	県企業局（事業経営・執行を県企業局が行う。）	運営体制	経営統合時は市町村からの自治法派遣等	資産等	水道事業の用に供する資産・負債・資本は企業局が継承	投資・財政計画の策定・公表	市町村等は経営統合までに投資・財政計画を策定・公表	法定協議会	経営統合に向けた検討を行うため、県知事及び市町村長等を構成員として設置
項目	概要																					
経営統合の目的	本県水道事業の経営健全化及び基盤の強化																					
経営統合の対象	水道事業（簡易水道事業を除く）及び水道用水供給事業																					
経営統合の時期	協定締結後3年程度以内																					
経営統合の方法	事業ごとに区分経理（当面料金統一はしない。）																					
経営統合の主体	県企業局（事業経営・執行を県企業局が行う。）																					
運営体制	経営統合時は市町村からの自治法派遣等																					
資産等	水道事業の用に供する資産・負債・資本は企業局が継承																					
投資・財政計画の策定・公表	市町村等は経営統合までに投資・財政計画を策定・公表																					
法定協議会	経営統合に向けた検討を行うため、県知事及び市町村長等を構成員として設置																					
(参考3) 広域連携による概算効果額（統合21団体の2070年度までの概算効果額：約1,137億円以上※）	<table><tr><th>項目</th><th>内容</th><th>効果額</th></tr><tr><td>建設改良費 （政策企画部試算）</td><td>水道施設の最適化（浄水場の統廃合）により、将来、小規模浄水場の更新に必要で合ったコスト等を削減</td><td>約386億円</td></tr><tr><td>維持管理費 （政策企画部試算）</td><td>水道施設の最適化（浄水場の統廃合）により、浄水場の維持管理費に係る人件費・動力費等のコストを削減</td><td>約95億円</td></tr><tr><td>国交付金の活用 （政策企画部試算）</td><td>経営の一体化により新たに活用が可能となる国交付金による財源確保（県企業局298億円、市町村244億円）</td><td>約542億円</td></tr><tr><td>組織の集約化による人件費の削減 （企業局試算）</td><td>将来、事務所を統合し、必要人員が減少することによる人件費の減</td><td>約94億円</td></tr><tr><td>AI活用による電力削減 （企業局試算）</td><td>AIを活用し、夜間電力を最大限活用することによる電気代減</td><td>約20億円</td></tr></table> ※上記のほか、企業局では、運転管理の効率化（約220億円）、委託業務の集約化（約50億円）を試算値として、昨年10月に市町村に提示（最大約1,400億円）		項目	内容	効果額	建設改良費 （政策企画部試算）	水道施設の最適化（浄水場の統廃合）により、将来、小規模浄水場の更新に必要で合ったコスト等を削減	約386億円	維持管理費 （政策企画部試算）	水道施設の最適化（浄水場の統廃合）により、浄水場の維持管理費に係る人件費・動力費等のコストを削減	約95億円	国交付金の活用 （政策企画部試算）	経営の一体化により新たに活用が可能となる国交付金による財源確保（県企業局298億円、市町村244億円）	約542億円	組織の集約化による人件費の削減 （企業局試算）	将来、事務所を統合し、必要人員が減少することによる人件費の減	約94億円	AI活用による電力削減 （企業局試算）	AIを活用し、夜間電力を最大限活用することによる電気代減	約20億円		
項目	内容	効果額																				
建設改良費 （政策企画部試算）	水道施設の最適化（浄水場の統廃合）により、将来、小規模浄水場の更新に必要で合ったコスト等を削減	約386億円																				
維持管理費 （政策企画部試算）	水道施設の最適化（浄水場の統廃合）により、浄水場の維持管理費に係る人件費・動力費等のコストを削減	約95億円																				
国交付金の活用 （政策企画部試算）	経営の一体化により新たに活用が可能となる国交付金による財源確保（県企業局298億円、市町村244億円）	約542億円																				
組織の集約化による人件費の削減 （企業局試算）	将来、事務所を統合し、必要人員が減少することによる人件費の減	約94億円																				
AI活用による電力削減 （企業局試算）	AIを活用し、夜間電力を最大限活用することによる電気代減	約20億円																				

2 今後の予定について

水道法に基づいて設置した法定協議会及び作業部会において、経営統合に向けた詳細な諸条件の調整を進めることとしており、現在、各市町村から現状等のヒアリングを行っており、課題を洗い出した上で、作業部会において検討していく。

また、経営統合への参画について検討中の市町村等と、引き続き調整を進める。

(参考4) 経営統合に向けたスケジュール(案)について



※経営統合の時期は3年程度以内。実際の協議期間は、変更の可能性あり。

(参考5) 法定協議会における経営の一体化に係る調整事項

部会	検討内容例
総務	・資産の継承、予算・決算、会計システム、経理業務に関する事。 ・例規制定・改廃、文書・公印管理等、法制文書に関する事。 ・情報セキュリティ・ネットワーク、庁舎・公用車管理等に関する事。 ・福利厚生等に関する事。
企画	・組織構成、事務分担、運営体制に関する事。 ・市町村職員の派遣等に関する事。 ・議会、中央要望等に関する事。 ・災害・事故発生時の対応に関する事(管工事業者との連携等を含む)。 ・災害時・福祉等の料金減免制度に関する事。 ・営業窓口の設置・運営、給水契約、検針業務、料金収納・滞納整理等に関する事。
業務	・投資・財政計画(繰出金等を含む。)に関する事。 ・水道料金体系に関する事。
施設	・水道メーターなどの給水装置、工事事業者指定等に関する事。 ・建設・工務に関する事。 ・運転監視、取水施設、導水施設、浄水施設等の運転・保全に関する事。 ・水質管理に関する事。

(参考6) これまでの検討経緯等(水道事業に係る広域連携検討・調整会議の開催実績等)

(1) 令和5年度実績

全体会を3回、地域部会を各圏域2回実施し、施設最適配置案や、経営統合に係る基本的な枠組み等について検討を行った。

(2) 令和6年度実績

全体会を2回、地域部会を各圏域1回実施し、施設最適化や経営統合に係る基本的な枠組み、基本協定案等について検討を行った。

また、各市町村長や事務方の訪問、説明会を通じて、経営統合に係る諸課題、経営一体化に係る枠組み、ソフト面の効果、投資・財政計画、アセットマネジメント計画等について意見交換を実施した。

(3) 令和7年度実績

経営統合への参画について検討中の12の市町村長等を4月から5月にかけて個別に訪問するとともに、投資・財政計画の基本となるアセットマネジメントに関する説明会を実施した。

日時	概要
4.16～5.28	企業局長を筆頭に検討中の市町村長等を個別に訪問し、意見交換
4.25	アセットマネジメント計画の策定及び作業部会の進め方に関する説明会を実施

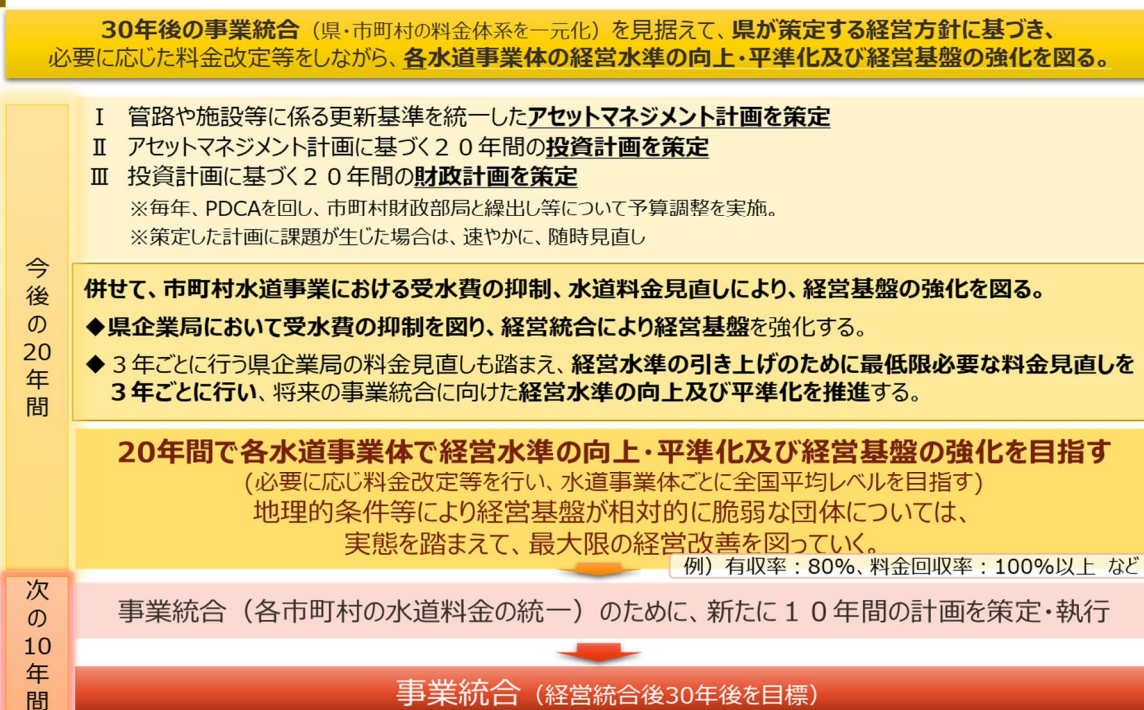
(4) 投資・財政計画の基本的な考え方、策定スケジュール

項目	内容																				
計画策定の背景	・県企業局が市町村の水道事業を継承する垂直統合であるため、<u>急速な人口減少が進む中、県として市町村から引き継ぐ末端給水事業の基盤強化、経営水準の向上を図ることが不可欠であること。</u> ・<u>一部市町村からは、相対的に経営基盤が脆弱で課題のある市町村事業の経営改善を図り、経営水準の向上及び平準化を図るよう、要請等があることを踏まえ、県が策定する方針に基づく経営基盤の強化が必要</u>																				
基本的な考え方	・<u>30年後の事業統合（料金やサービスの一体化）を見据えて、県が策定する経営方針に基づき、必要に応じた料金改定等を行しながら、各水道事業体の経営水準の向上・平準化及び経営基盤の強化を図る。</u> ➢<u>今後の20年間</u>：各水道事業体の経営水準の向上を図り、<u>平準化</u>を目指す。 ➢<u>次の10年間</u>：<u>事業統合（水道料金の統一）</u>を目指す。																				
アセットマネジメント計画	・水道施設のライフサイクル全体にわたって<u>効率的かつ効果的に管理運営するための計画</u> ・施設や管路等、市町村ごとに異なる更新基準を統一。 <table><tr><th>区分</th><th>法定耐用年数</th><th>更新基準</th></tr><tr><td>ダクタイル鋳鉄管</td><td>40年</td><td>土壌明瞭：既設管 43～100年 新設管 100年 土壌不明瞭：既設管 70～100年 新設管 100年</td></tr><tr><td>ポリエチレン管</td><td>40年</td><td>既設管 60年 新設管 100年（高密度溶着継手のみ採用）</td></tr><tr><td>塩ビ管</td><td>40年</td><td>既設管 40～60年 新設管 60年（RRロング継手のみ採用）</td></tr><tr><td>鋼管</td><td>40年</td><td>土壌明瞭：既設管 41～85年 新設管 85年（腐食対策有） 土壌不明瞭：既設管 40～85年 新設管 85年（腐食対策有）</td></tr><tr><td>石綿セメント管</td><td>40年</td><td>優先して更新。新設不可。</td></tr></table>			区分	法定耐用年数	更新基準	ダクタイル鋳鉄管	40年	土壌明瞭：既設管 43～100年 新設管 100年 土壌不明瞭：既設管 70～100年 新設管 100年	ポリエチレン管	40年	既設管 60年 新設管 100年（高密度溶着継手のみ採用）	塩ビ管	40年	既設管 40～60年 新設管 60年（RRロング継手のみ採用）	鋼管	40年	土壌明瞭：既設管 41～85年 新設管 85年（腐食対策有） 土壌不明瞭：既設管 40～85年 新設管 85年（腐食対策有）	石綿セメント管	40年	優先して更新。新設不可。
区分	法定耐用年数	更新基準																			
ダクタイル鋳鉄管	40年	土壌明瞭：既設管 43～100年 新設管 100年 土壌不明瞭：既設管 70～100年 新設管 100年																			
ポリエチレン管	40年	既設管 60年 新設管 100年（高密度溶着継手のみ採用）																			
塩ビ管	40年	既設管 40～60年 新設管 60年（RRロング継手のみ採用）																			
鋼管	40年	土壌明瞭：既設管 41～85年 新設管 85年（腐食対策有） 土壌不明瞭：既設管 40～85年 新設管 85年（腐食対策有）																			
石綿セメント管	40年	優先して更新。新設不可。																			
投資計画	・統合団体間で<u>施設や管路等の更新基準を統一したアセットマネジメント計画を策定の上、当該基準に基づく整備（更新）を見据えた投資見通しを試算した計画</u> ・有収率（送水ロスを表した指標）や管路更新率（1年間に更新した管路の割合を表した指標）等の経営指標に関する目標を設定し、老朽管等の計画的な更新を進める。 <table><tr><th>区分</th><th colspan="2">目標設定の例（案）</th></tr><tr><td rowspan="2">管路更新率</td><td>石綿セメント管</td><td>速やかに更新</td></tr><tr><td>ダクタイル鋳鉄管</td><td>1.25%</td></tr><tr><td>有収率</td><td colspan="2">類似団体全国平均まで引き上げ</td></tr></table>			区分	目標設定の例（案）		管路更新率	石綿セメント管	速やかに更新	ダクタイル鋳鉄管	1.25%	有収率	類似団体全国平均まで引き上げ								
区分	目標設定の例（案）																				
管路更新率	石綿セメント管	速やかに更新																			
	ダクタイル鋳鉄管	1.25%																			
有収率	類似団体全国平均まで引き上げ																				
財政計画	・投資計画に基づく財源の見通しを試算した計画 ・料金回収率（送水コストを料金でどの程度回収できているかを表した指標）や企業債残高対給水収益比率（給水収益に対する企業債残高（借入）の割合を表す指標）、累積欠損金比率等の経営指標に関する目標を設定し、市町村ごとの事業環境等を十分に考慮した上、これらの指標の適正化を図る。 <table><tr><th>区分</th><th>目標設定の例（案）</th></tr><tr><td>料金回収率</td><td>100%以上</td></tr><tr><td>企業債残高対給水収益比率</td><td>全国平均まで引き下げ</td></tr><tr><td>累積欠損金比率</td><td>0%</td></tr></table>			区分	目標設定の例（案）	料金回収率	100%以上	企業債残高対給水収益比率	全国平均まで引き下げ	累積欠損金比率	0%										
区分	目標設定の例（案）																				
料金回収率	100%以上																				
企業債残高対給水収益比率	全国平均まで引き下げ																				
累積欠損金比率	0%																				
策定スケジュール	・今後、当局が示す策定方針に基づき、市町村で投資・財政計画等を策定し、法定協議会等で審議、承認 <table><tr><th>時期</th><th>内容</th></tr><tr><td>R7.4</td><td>アセットマネジメント策定方針の作成、市町村に提示 ※管路や施設等の更新基準を統一。</td></tr></table>			時期	内容	R7.4	アセットマネジメント策定方針の作成、市町村に提示 ※管路や施設等の更新基準を統一。														
時期	内容																				
R7.4	アセットマネジメント策定方針の作成、市町村に提示 ※管路や施設等の更新基準を統一。																				

	R7年度上半期	投資・財政計画策定方針の作成、市町村に提示 ※21市町村の管路・施設の整備状況を調査後、各市町村の老朽管の更新の必要性、事業費等から、将来の料金への影響等を試算の上、計画の目標指標を設定
	R7年度下半期	各市町村でアセットマネジメント計画、投資計画、財政計画を策定
	R7年度下半期～	計画策定済みの市町村（今年度策定しない市町村は次年度）から、順次、法定協議会等で審議、承認。 ※今年度基本協定を締結する市町村については、上記スケジュールから概ね1年遅れで手続きを進める。

(5) 事業統合を見据えた基本的な考え方

基本的な考え方



(6) 経営統合に係る枠組み

経営統合に係る組織、経営、運営等の基本的な枠組みについて、以下のとおり提示。

項目	検討内容
事業形態	・各市町村の水道事業を県企業局の末端給水事業に位置付け ・会計上は、末端給水事業に市町村ごとのミシン目を入れて区分経理
組織	・当面の間、現在の市町村水道担当課を県企業局の水道事務所として出先機関に位置付け（今後、将来に向けた組織の集約化を検討）
人員体制	・原則、市町村からは職員派遣、企業団は身分移管 ・地元意見集約のため市町村の首長を委員とした会議体を設置 等
運営体制	・浄水場等の運転管理等を順次集約 ・末端給水事業に係る工事・入札については、市町村の従来ルールで発注。 組織の集約に合わせて入札・契約制度等の制度を統一
資産	・水道事業の用に供している資産、負債はすべて県企業局が継承
投資・財政計画	・経営基盤の強化に向け、経営統合前までに投資・財政計画を作成 ・作成した投資・財政計画に基づき、将来の事業統合に向けた経営内容の改善と経営基盤の強化を着実に進める。
下水道事業	・下水道料金徴収業務は、県企業局が市町村から受託
システム	・経営統合を見据えた財務会計システムの統合を優先的に実施 等

項 目	県有財産の売却について（阿見東部工業団地）
【直近の土地売却状況】 1 阿見東部工業団地の分譲 （１）売却先 ・ 企 業 名 鈴与カーゴネット株式会社 ・ 本 社 静岡県静岡市清水区清開三丁目４番21号 ・ 事業内容 一般貨物運送 （２）売却地 ・ 土地の所在 稲敷郡阿見町大字星の里３番３ ・ 面 積 9,000.00㎡ ・ 契約額 245,700,000円（27,300円/㎡） （３）経緯 ・ 契約日 令和７年３月24日 ※（株）鈴与カーゴネット北関東は、平成19年４月から事業用借地権設定契約により立地していたところ、今回同社の親会社（持株率100%）である鈴与カーゴネット（株）から用地買い取りの申込があり、分譲したもの（事前に（株）鈴与カーゴネット北関東から鈴与カーゴネット（株）に事業用借地権を譲渡）	
2 阿見東部工業団地の概要 （１）事業主体 茨城県企業局 （２）分譲面積 46.2 ha （３）分譲開始 平成13年度	＜今回の分譲区画＞ 売却先：鈴与カーゴネット（株） 面 積：9,000.00 ㎡ 価 格：245,700,000 円（27,300 円/㎡） 用 途：一般貨物運送の拠点
【位置図】	